

7月23日(日)は 群馬県知事選挙です



貴重な1票を棄権せず、必ず選挙に行きましょう。投票所には、入場券を持参してください。不在者投票や代理投票制度もあります。ご不明な点は、お問い合わせください。

問い合わせ先 選挙管理委員会 ☎ (76)0961

投票日時 7月23日(日) 午前7時～午後7時

※第18～24投票所は午後6時まで

期日前投票期間 7月7日(金)～22日(土)

※東支所のみ7月16日(日)～22日(土)

期日前投票時間 午前8時30分～午後8時

投票できる人 次の全てに該当する人

- 平成17年7月24日以前に生まれた人
- 令和5年4月5日以前に市内で住民票が作成され、

引き続き3カ月以上、住民基本台帳に登録されている人

- 選挙人名簿に登録されている人

※市外に転出しても、県内に引き続き住所を有していれば投票できます。

開票 当日午後8時から行います。

開票状況は随時、市ホームページでお知らせします。



政治家は寄付を
しない!

政治家の寄付は禁止 有権者が求めることも 禁止されています

有権者は寄付を
求めない!

夏季は、お祭りやお中元を贈る機会などが多くなる季節です。政治家（候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人）が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。

問い合わせ先 選挙管理委員会 ☎ (76)0961

結婚祝※2



地域の運動会・
スポーツ大会への
飲食物等の差入



お祭りへの
寄附・差入



町内会の集会・
旅行等の催物への
寸志・飲食物の差
入



みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない!

求めない! 受け
取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の
対象となります。

落成式・
開店祝等の
花輪



病気見舞



お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・
供花



香典※2



↑総務省ホームページより抜粋

※2 政治家本人が結婚披露宴、葬儀などに自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。

詳しくは、右の2次元コードから総務省ホームページ なるほど! 選挙「寄附の禁止」をご覧ください。



次の行為が禁止されています

次の①～⑤に違反して処罰されると、公民権停止(※)の対象となります。

- ①政治家の寄付
- ②政治家に対する寄付の勧誘・要求
- ③政治家の関係会社などからの寄付
- ④後援団体の寄付
- ⑤あいさつを目的とする有料広告
- ⑥年賀状などのあいさつ状(答礼のための自筆によるものを除く)

※公民権停止…選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加が停止されること。